

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第33号

（所 管）教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号。以下「条例」という。）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。 国家公務員に係る「仕事と生活の両立支援の拡充」を踏まえ、本市における介護休暇及び介護時間の制度について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第4項の規定に基づき、国家公務員との権衡を図った措置を講ずることとし、所要の改正を行うものであること。 子を養育する職員が一層子育てと仕事とを両立できる職場環境を整備するため、本市における職員の特別休暇の取得事由について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 条例の略称に合わせる規定の整備を行うもの (2) 介護休暇及び介護時間の取得要件について、介護休暇にあつては始業時、終業時又は休憩時間に連続するものとする取扱いを、介護時間にあつては始業時又は終業時に連続するものとする取扱いを廃止するもの (3) 小学校等の第6学年修了前までの子の看護に係る職員の特別休暇について、新たに、学校等がその休業日に行事等を実施し、当該休業日の変更がなされたことに伴い、その子の世話を行うこと又は学校等が実施する行事等に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができることとするもの (4) 規定の整備を行うもの 2 施行期日 令和7年10月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第 33 号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部について、次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 26 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成２９年教育委員会規則第
３０号）の一部を次のように改正する。

第９条の２第２項第２号中「以下」を削る。

第１２条第１項第１３号中「若しくは感染症」を「、感染症」に改め、「停止させられ
たこと」の次に「若しくは学校等がその休業日に行事等を実施し、当該休業日の変更がな
されたこと」を加え、「式典（その子が参加するものに限る。）」を「行事等」に改める。

第１４条中第９項を削り、第１０項を第９項とする。

第１５条第２項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、
「第１９条第１項」を「第１９条第２項第１号」に改め、「による部分休業」の次に「(以
下「第１号部分休業」という。）」を加え、「当該部分休業」を「当該第１号部分休業」に
改める。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（教育職員の業務量の適切な管理等） 第9条の2 （略） 2 前項の規定にかかわらず、幼児、児童、生徒等に係る事象への緊急の対応等に伴う通常予見することのできない業務量の大幅な増加等により、教育職員が一時的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行うことがやむを得ないと教育委員会が認めるときは、当該教育職員に係る在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間は、次に掲げる時間及び月数を上限とする。 (1) （略） (2) 年間時間外在校等時間について720時間<u>以下</u> (3)・(4) （略） 3・4 （略） （特別休暇） 第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。 (1)～(12) （略） (13) 子を養育する職員が、小学校等の第6学年修了前までの子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと、	（教育職員の業務量の適切な管理等） 第9条の2 （略） 2 前項の規定にかかわらず、幼児、児童、生徒等に係る事象への緊急の対応等に伴う通常予見することのできない業務量の大幅な増加等により、教育職員が一時的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行うことがやむを得ないと教育委員会が認めるときは、当該教育職員に係る在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間は、次に掲げる時間及び月数を上限とする。 (1) （略） (2) 年間時間外在校等時間について720時間 (3)・(4) （略） 3・4 （略） （特別休暇） 第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。 (1)～(12) （略） (13) 子を養育する職員が、小学校等の第6学年修了前までの子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと、

その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること又は学校等（その子が在籍する幼稚園、保育所、小学校等その他これらに類するものをいう。以下この号において同じ。）が感染症の予防のために臨時に休業となったこと若しくは感染症の予防のために学校等への出席を停止させられたことに伴い、その子の世話をを行うことをいう。）又は学校等が実施する式典（その子が参加するものに限る。）への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度を通じて5日以内（小学校等の第6学年修了前までの子が2人以上あるときは、10日以内）

(14)～(24) (略)

2～7 (略)

(介護休暇)

第14条 1～8 (略)

9 1時間を単位とする介護休暇は、始業若しくは終業の時刻又は休憩時間に連続するものとする。

10 (略)

(介護時間)

第15条 (略)

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育休法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当

その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること又は学校等（その子が在籍する幼稚園、保育所、小学校等その他これらに類するものをいう。以下この号において同じ。）が感染症の予防のために臨時に休業となったこと、感染症の予防のために学校等への出席を停止させられたこと若しくは学校等がその休業日に行事等を実施し、当該休業日の変更がなされたことに伴い、その子の世話をを行うことをいう。）又は学校等が実施する行事等への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度を通じて5日以内（小学校等の第6学年修了前までの子が2人以上あるときは、10日以内）

(14)～(24) (略)

2～7 (略)

(介護休暇)

第14条 1～8 (略)

(削る)

9 (略)

(介護時間)

第15条 (略)

2 介護時間は、1日を通じ、2時間（育休法第19条第2項第1号の規定による部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該第1号

該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。ただし、常勤職員等以外の職員については、その者の1日の所定勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。ただし、常勤職員等以外の職員については、その者の1日の所定勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間を超えない範囲内の時間とする。